

第1章 計画策定の概要



第1章 計画策定の概要

1-1 都市計画マスタープランの概要

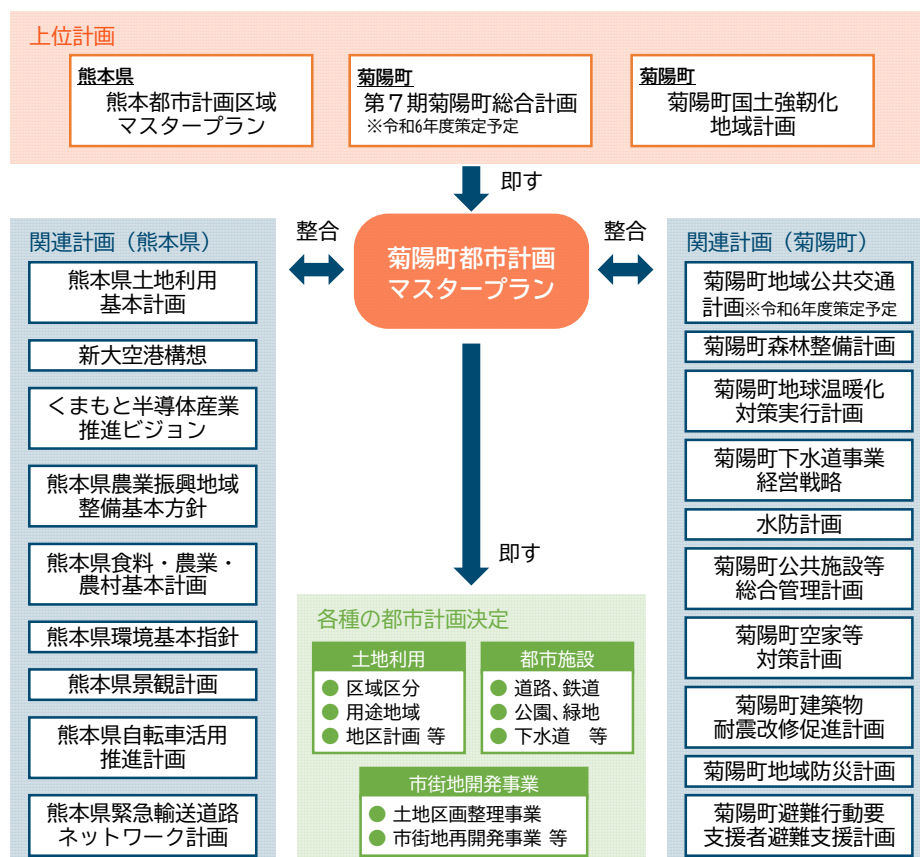
都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映しながら、具体性のある将来の都市づくりビジョンを分かりやすく描き、それに則った地区別のあるべき「まち」の姿を定め、実現に向けた施策を明らかにするものです。

<求められる役割>

- ・ 長期的な視点に立って、都市づくりに関する菊陽町の将来ビジョンを明らかにします。
- ・ 将来ビジョンを実現するための基本的な方針を明らかにします。
- ・ 都市づくりに関連するその他の計画との整合を図ります。
- ・ 住民や事業者などに対して、都市づくりへの積極的な参加を促します。

1-2 計画の位置づけ

菊陽町都市計画マスタープランは、熊本県が広域的な見地から定めた「熊本県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」、町議会の議決を経て定めた「第7期菊陽町総合計画」及び「菊陽町国土強靱化地域計画」に即すとともに、町民との合意形成を図りながら、本町の都市づくりに関連する各種計画と連携して定めます。



▲ 本計画の位置づけ

1-3 計画の見直しの背景

本町では、住みやすい都市づくりを目指して、平成12年3月に都市計画マスタープランの当初策定を行い、平成22年3月に1回目の改定、令和3年3月に2回目の改定を行っています。

また、人口の増加、経済活動の発展、高齢化の進展、地震や豪雨などの都市災害及びインフラ設備の老朽化などの課題が生じている中、世界的半導体製造企業の進出を契機に、半導体関連産業の集積により工業用地や住宅用地などの土地利用の需要が活性化し、様々な問題の発生や計画が進行しており、今後も町を取り巻く状況が大きく変化することが見込まれます。

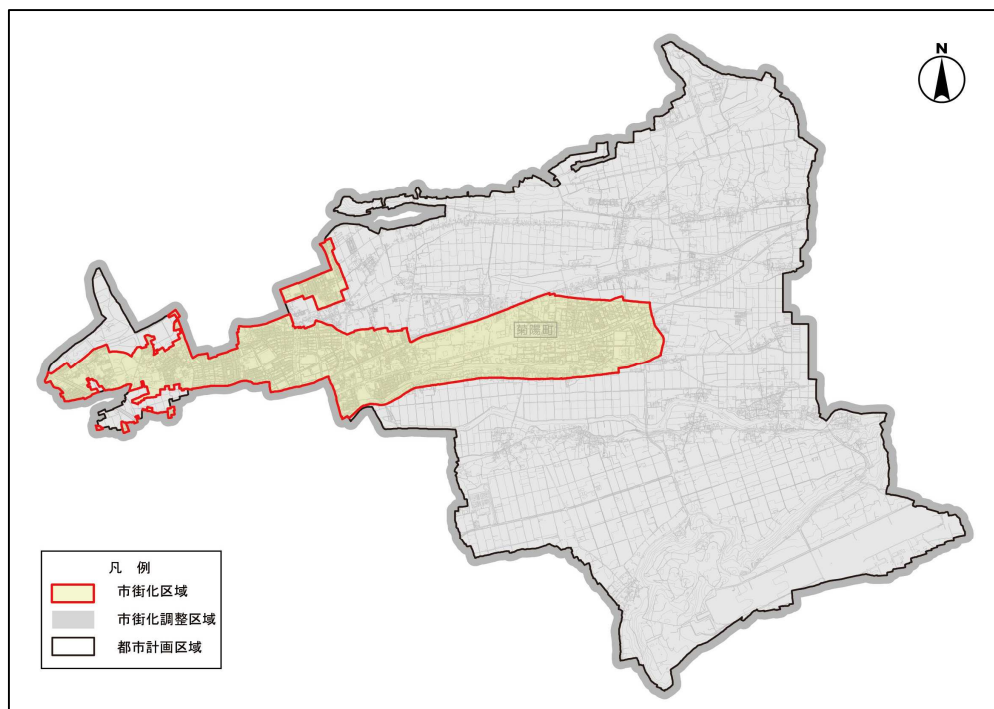
【課題】 農地減少 地下水涵養 交通渋滞 地価高騰 国際化

【計画】 ・中九州横断道路の事業化 ・更なる産業の集積
 ・県道大津植木線の多車線化 ・にぎわい拠点の創出
 ・3連絡道路網構想 ・知の集積
 ・空港アクセス鉄道のルート変更 ・新駅の設置
 ・JR豊肥本線の輸送力強化 ・アーバンスポーツ施設の整備
 ・特定公共下水道の整備 ・県営野球場の誘致

そこで、急速な土地利用の進展に対応し、社会経済の発展と守るべき農地をしっかりと見定め、農業、工業、商業、住環境、自然環境の豊かなバランスが取れ、「成長しつづける町。」として都市構造を再構築することにより、持続的な発展を維持した都市づくりを進めていくことが必要です。令和3年3月に改定した都市計画マスタープランの基本的な考え方は継続した上で部分的に見直しを行い、社会情勢などの変化に対応した将来目標や都市づくりの方針などを新たに定めるため、今回、都市計画マスタープランの見直しを行うこととします。

1-4 計画の対象区域

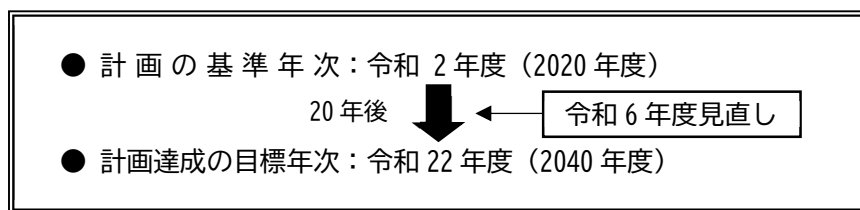
都市計画を定める範囲は、原則として都市計画区域内が対象となるため、町全域を対象区域とします。



▲ 都市計画区域図

1-5 計画の目標年次

目標年次は、20年後の令和22年度（2040年度）とします（前計画より変更なしとします）。

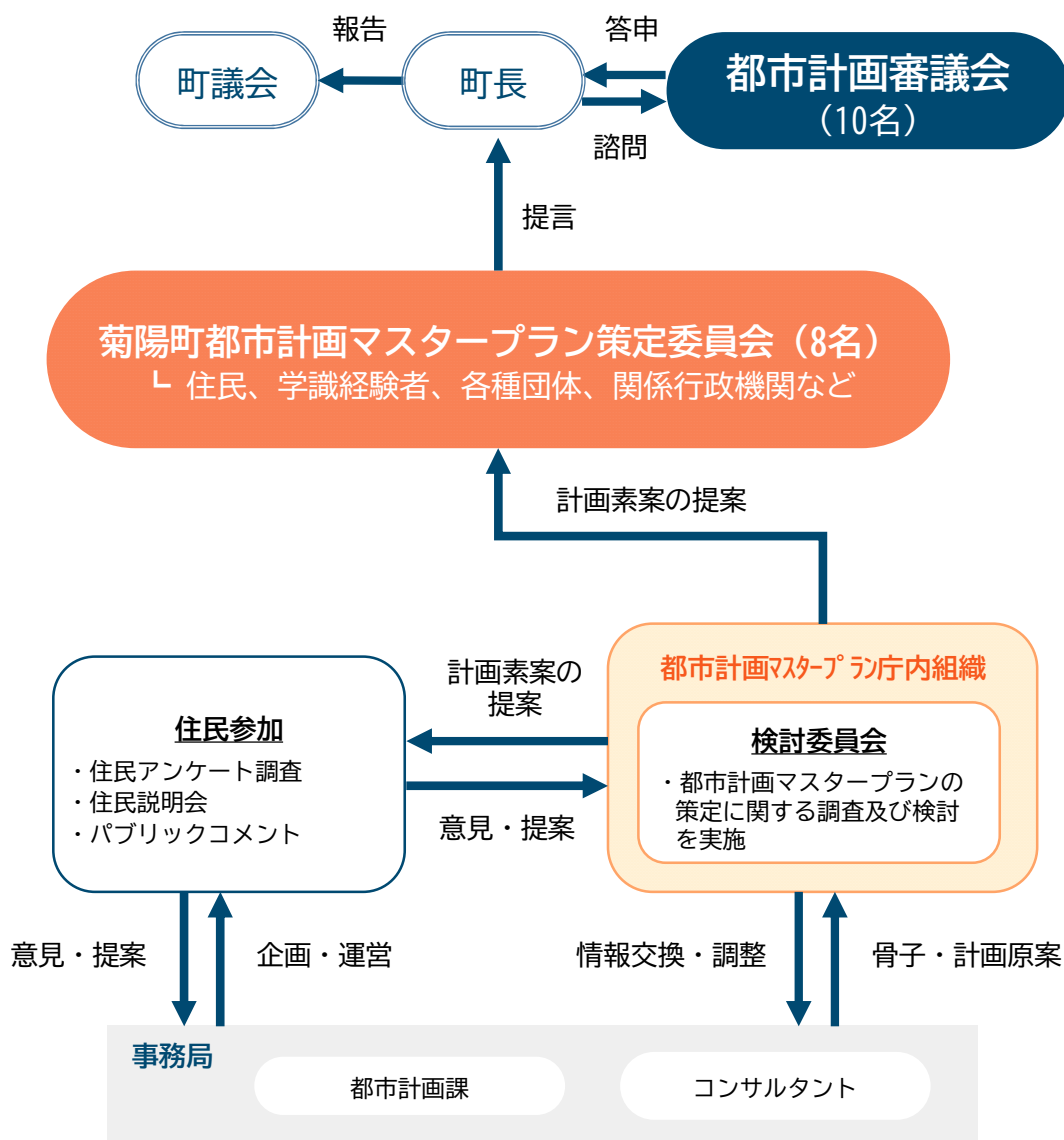


1-6 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、「検討委員会」と「策定委員会」を設置し、住民の意見を踏まえながら進めます。

「検討委員会」は、庁内の関係各課長などで構成されており、計画の素案を作成します。

「策定委員会」は、住民の代表、学識経験者、各種関係団体、関係行政機関などで構成されており、「検討委員会」で作成した計画の素案に対して、それぞれの見地から検討を行います。



▲ 策定体制